

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

長沼町立長沼小学校 令和4年（2022年）年 2月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

長沼町立長沼小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

全文は長沼町 または
学校 HP を御覧ください。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識に立ち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組めます。さらに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせ、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組んでいきます。

長沼町立長沼小学校 いじめ防止対策委員会 の役割や活動

○構成員

- ・校長、教頭、主幹教諭、生活部長、養護教諭、当該学級担任他関係職員が参加します。(生活部長を 開催の担当とする。)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家とも連携して適切な解決に努めます。
- ・重大な生徒指導上の問題が発生した場合は、「長沼町いじめの防止等に関する条例」に従い「長沼町 いじめ調査委員会」に報告を行うと共に「長沼町いじめ防止専門委員会」「長沼町いじめ問題対策連絡 協議会」の指示を仰ぎ、調査をもとにした審議を行い、適切な対応・解決を図ります。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

1. いじめの未然防止のための取り組み

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。(児童会活動、道徳教育の推進)
- ・児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・特に配慮の必要な児童についての支援

2. いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

- ・報告、連絡、相談の徹底
- ・教育相談
- ・いじめアンケートの実施
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・ネット上のいじめへの対応

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

北海道教育委員会の相談窓口

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 0123-88-2343 (教頭・主幹・生徒指導担当)

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
空知教育局教育相談電話 (電 話)	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター